

シンポジウム及び研修会の開催中止に伴う活動要件に関する注意事項について

本シンポジウム及び研修会に参加することで、活動要件を満たすことができる下記の活動①・②について、開催中止に伴い、下記活動を活動計画書で選択している活動組織は年度末までに別途実施する必要があります。

活動①

『22. 有識者等による研修会』

※活動計画書の『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』にて上記活動を選択している場合

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/>	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/>	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input checked="" type="checkbox"/>	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="checkbox"/>	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/>	23. その他
<input type="checkbox"/>	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催		

下記1～2のいずれかの活動を実施してください。

1. 『22. 有識者等による研修会』

地域資源の保全管理に関する知識を持つ講師を招いた研修会を実施する活動です。

J A や N P O、市町等から有識者を招き、研修会を実施する必要があります。

2. 取組番号17～23までの別の活動を実施。

現在、活動計画書で『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』として選択している『22.有識者等による研修会』以外の活動を実施します。

農業者による検討会や農業者に対する意向調査、不在村地主への連絡体制の整備等、地域の保全管理を推進する会議や調査を実施します。

※こちらを選択した場合、活動計画書の変更を行う必要があります。

活動②

『5 1. 啓発・普及活動』

※資源向上支払（共同活動）に取り組んでいる場合

下記1～4のいずれかの活動を実施してください。

1. 広報活動

農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるため、パンフレットやポスターの作成・頒布、看板の設置等の広報活動を実施します。

2. 啓発活動

地域の農村環境保全のために、農村環境に詳しい専門家の指導助言を得る活動を実施します。

3. 地域住民との交流活動、学校教育等との連携

地域に対する興味を持ってもらうために、地域住民や教育機関と連携し、交流会や田んぼの学校等を実施します。

4. 地域内の規制などの取り決め

農村環境保全活動を推進するために、規制や約束事についてを地域で取り決めます。

例えば、重機使用により発生する騒音の制限、生物の生息地への立ち入りの制限等、実情に合わせた規制を取り決め、地域で実践します。